

上田市公共施設白書

【概要版】

平成27年6月

上田市

上田市公共施設白書【概要版】 目次

第1章 公共施設白書について

1 作成の目的	2
2 公共施設とは	2
3 公共施設白書の対象施設	3
4 将来の更新・改修費用の推計	3
5 白書作成における前提条件	3

第2章 上田市の概要

1 市の概要	4
2 人口の動向	4
3 財政状況	5

第3章 上田市の公共施設（保有する施設の状況等）

1 公共施設のストック状況	8
---------------------	---

第4章 将来の更新・改修に係る費用の推計

1 試算の方法について	1 3
2 更新・改修に係る将来費用の推計	1 5

第5章 施設分類別の状況

（略） 詳細は本編をご覧ください。

第6章 現状のまとめと今後の取組み

1 現状のまとめ	2 3
2 今後の取組み	2 6

第1章 公共施設白書について

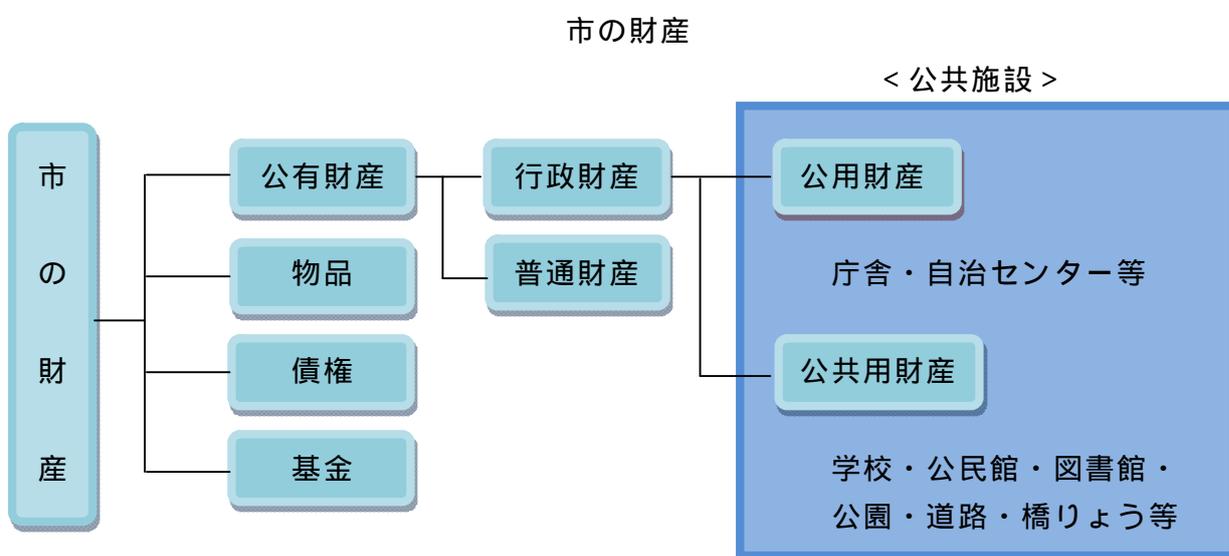
1 作成の目的

この公共施設白書は、建築物を主として市が保有している公共施設の全体像を把握することを第一の目的として作成したものです。併せて、今後見込まれる人口の変化や財政状況を踏まえ、これらの施設群を現状と同様の機能と規模をもって維持し続ける場合の影響を概観し、公共施設のあり方について今後取り組むべき検討の方向性を取りまとめたものです。

2 公共施設とは

法令に基づき、地方自治体の財産は、公有財産、物品、債権及び基金に区分されます。

このうち「公有財産」とは、市が所有する財産で、土地、建物、有価証券、出資による権利等の財産をいい、その使用目的によって「行政財産」と「普通財産」とに分類されます。



「行政財産」は、地方自治体が行政目的で用いる財産のことで、庁舎、地域自治センターなど地方自治体が直接使用する「公用財産」と、学校、公民館、道路、公園等、市民が一般的に利用する「公共用財産」の2つに区分され、原則として貸付、売却、譲与、出資目的の信託、私権の設定等は禁止されています。

「普通財産」は、行政財産以外の公有財産のことで、特定の用途又は目的を持たないため、貸付け、交換、売却、譲与、私権の設定ができます。

一般的に、「公共施設」とは行政財産のことを指しますが、一部の普通財産についても、その用途等から公共施設に含めている場合があります。

3 公共施設白書の対象施設

この白書では、上田市及び上田地域広域連合が保有する公有財産のうち、原則として行政財産の全ての建物と普通財産の一部の建物を対象とします。ただし、延床面積が原則 200 m²以下の小規模施設、軽易な倉庫、公衆トイレ、文化財を除きます。

また、道路、橋りょう及び上下水道管路のインフラ施設については、将来コストの試算対象としています。

4 将来の更新・改修費用の推計

今後、施設の更新や大規模改修に多額の事業費が必要になると予想されますが、公共施設を将来にわたり維持していくために必要となる更新・改修費用を把握するため、この白書では、建物、インフラ施設、広域連合所有施設に係る将来コストの推計を第4章において行います。

5 白書作成における前提条件

この白書作成における前提条件は次のとおりです。

なお、将来の更新・改修費用を推計するにあたっての試算の前提条件は、第4章で示します。

この白書では、推移を除き、特段の注記がない限り平成 26 年 12 月末のデータを基本に作成しています。

第4章に掲載する将来の更新・改修費用の推計は、一定の前提条件を設定して試算した概算金額であるため、実際に必要となる金額とは異なる場合があります。

1つの敷地で複数棟から構成される施設（小中学校、市営住宅等）については、棟数に関わらず1施設としています。 【併設施設】

1棟の建物を複数の行政目的で使用する施設については、それぞれを1施設として数えています。 【複合施設】

この白書に掲載する数値、金額等については、一定の条件のもとに集計等を行っているため、既に公表された数値等とは一致しない場合があります。

第2章 上田市の概要

1 市の概要

【沿革・位置】

新生上田市は、平成18年3月6日に旧上田市、丸子町、真田町、武石村が新設合併して誕生しました。

日本のほぼ中央、長野県の東部に位置しており、北は長野市、千曲市、須坂市、坂城町、筑北村、西は松本市、青木村、東は嬭恋村（群馬県）、東御市、南は長和町、立科町と接しています。



2 人口の動向

【将来人口推計】

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2010年（平成22年）に159,597人であった上田市の人口は、2040年（平成52年）には、120,927人となる見込みです。

年齢3階層別人口変化（老年人口・生産年齢人口・年少人口）



【老年人口】：65歳以上の人口

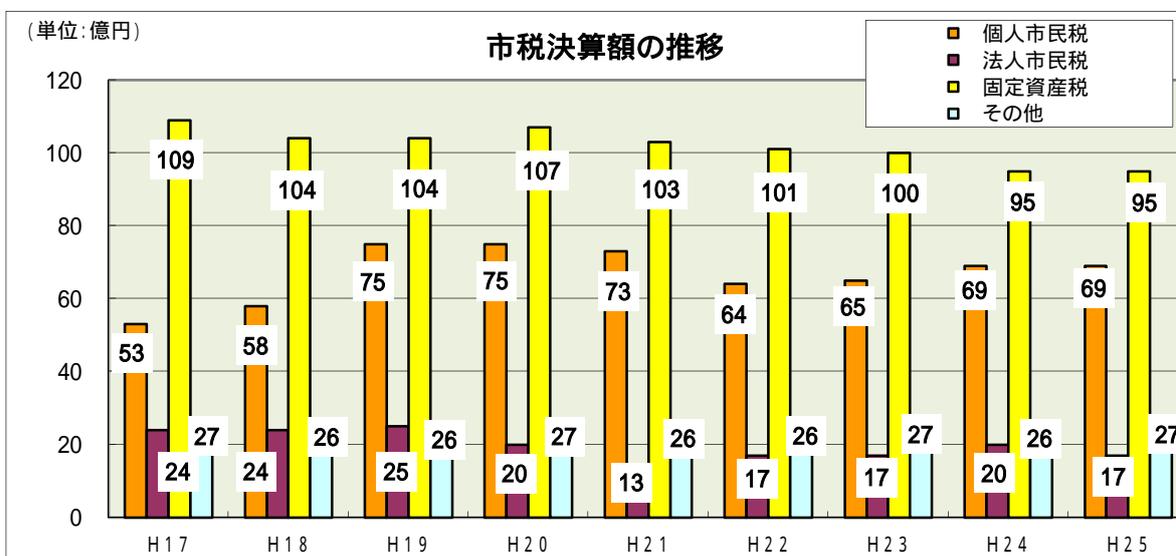
【生産年齢人口】：15歳以上～65歳未満の人口

【年少人口】：15歳未満の人口

3 財政状況

【歳入・歳出の状況】

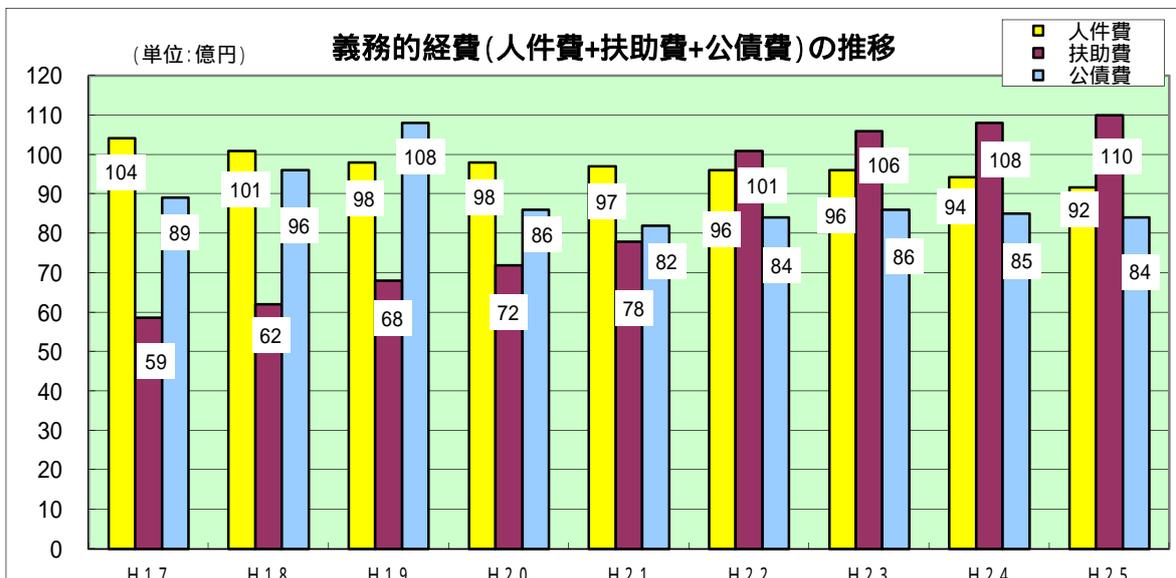
市税決算額の推移を見ると、個人市民税・法人市民税は平成 20 年のリーマンショック以降、世界的不況の影響などにより大幅な減額となったほか、固定資産税は地価下落が続く中で減収傾向にあります。



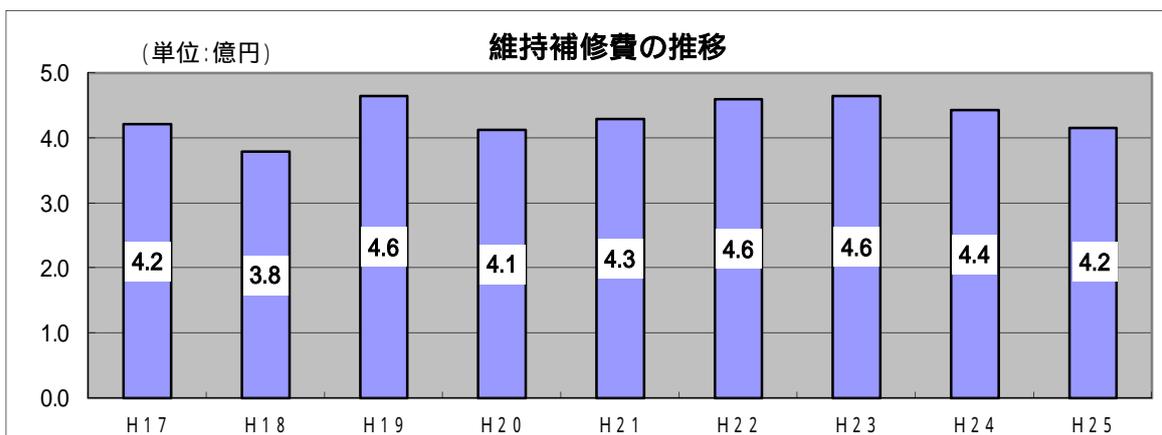
支出が義務付けられ任意に削減できない経常的な経費（人件費・扶助費・公債費）のうち、人件費は、合併効果や行財政改革大綱に基づき職員数の適正化（減員）に努めてきた結果、低減傾向にあります。

一方、生活保護費などの扶助費は、支給対象者の増加などにより毎年増加しています。

また、過去に借り入れた借入金の返済である公債費は、計画的な繰上償還の実施など、将来負担の平準化に向けた取組みもあり、近年一定規模の安定した推移が見られます。

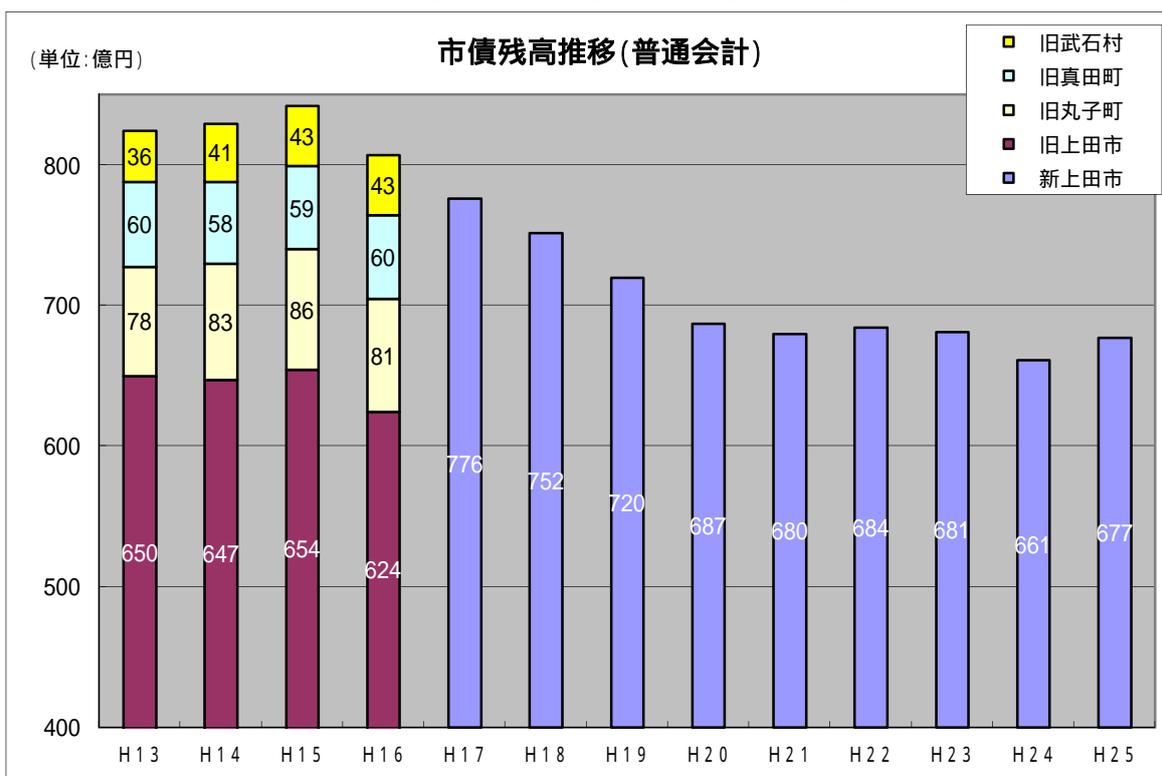


本市の維持補修費は、4億円程度で推移をしていますが、今後、公共施設の老朽化に伴い、徐々に増加していくと見込まれます。



維持補修費は、修繕、改修工事のうち、経常的に支出される経費を対象とし、耐震補強など大規模な改修工事にかかる臨時的な支出は除いています。

普通会計の市債残高は、平成15年度末には旧4市町村合算額で約842億円とピークとなりましたが、その後は、継続的な財政健全化への取組みの結果、着実な減少傾向を示してきました。平成25年度は、交流・文化施設（サントミュージーゼ）建設事業において、37億円の借入をしたことから、前年度比16億円の増となっています。

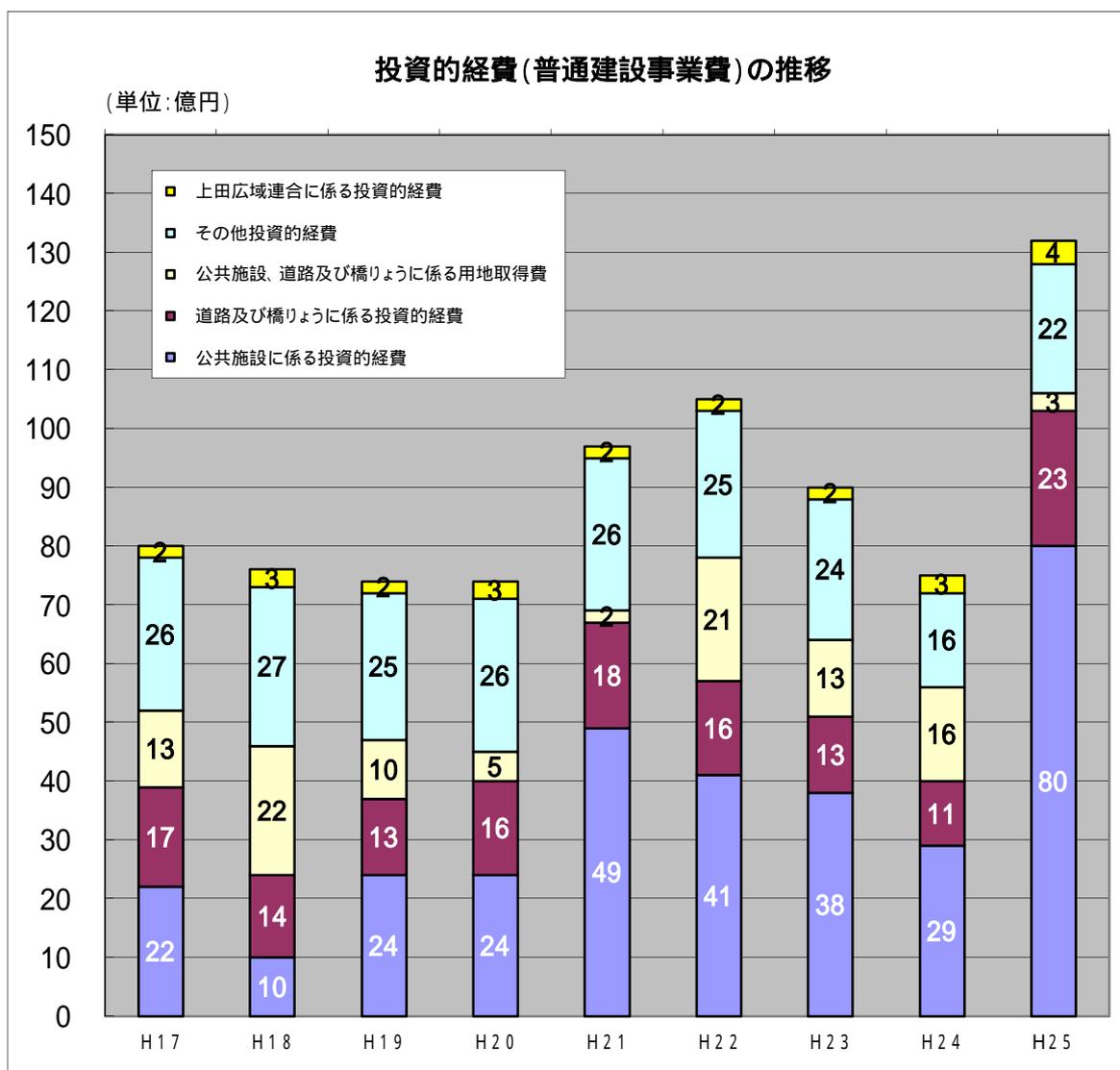


市債(地方債): 市が公共施設の整備事業などの資金として借り入れる財源で、その返済が一会計年度(4月から翌年3月末)を越えて行われるものです。

【公共施設に係る投資的経費の推移】

本市における投資的経費の状況は、学校施設の耐震化や交流・文化施設（サントミュージーゼ）建設事業、国の景気対策事業などにより、近年は増加傾向にあります。

平成 21 年度～25 年度の上田市及び上田地域広域連合の公共施設に係る投資的経費の 5 カ年の平均額をみると、約 49.7 億円となっています。また、道路及び橋りょうに係る投資的経費の 5 カ年の平均額が約 16.2 億円で、両方を合わせると、投資的経費全体の半分以上を占めている状況です。



上記グラフでは上田市及び上田地域広域連合の公共施設に係る投資的経費の平成 21～25 年度の 5 カ年の平均額は約 50 億円となりますが、これは端数処理を行っているためで、実際には約 49.7 億円です。

第3章 上田市の公共施設（保有する施設の状況等）

1 公共施設のストック状況

(1) 施設保有量

この白書で対象とした公共施設の施設数は 396 施設で、建物の棟数は 1,575 棟、延床面積の合計は、約 75 万 5 千㎡（平成 26 年 12 月末日現在）です。この面積は、東京ドームの面積（ 1）に換算すると約 16 個分、サントミュージゼの敷地面積（ 2）では約 17 個分に相当し、市民 1 人当たり（ 3）では、約 4.7 ㎡/人となっています。

（ 1）東京ドーム面積：46,755 ㎡

（ 2）サントミュージゼ（上田市交流文化芸術センター・美術館）敷地面積：45,469 ㎡

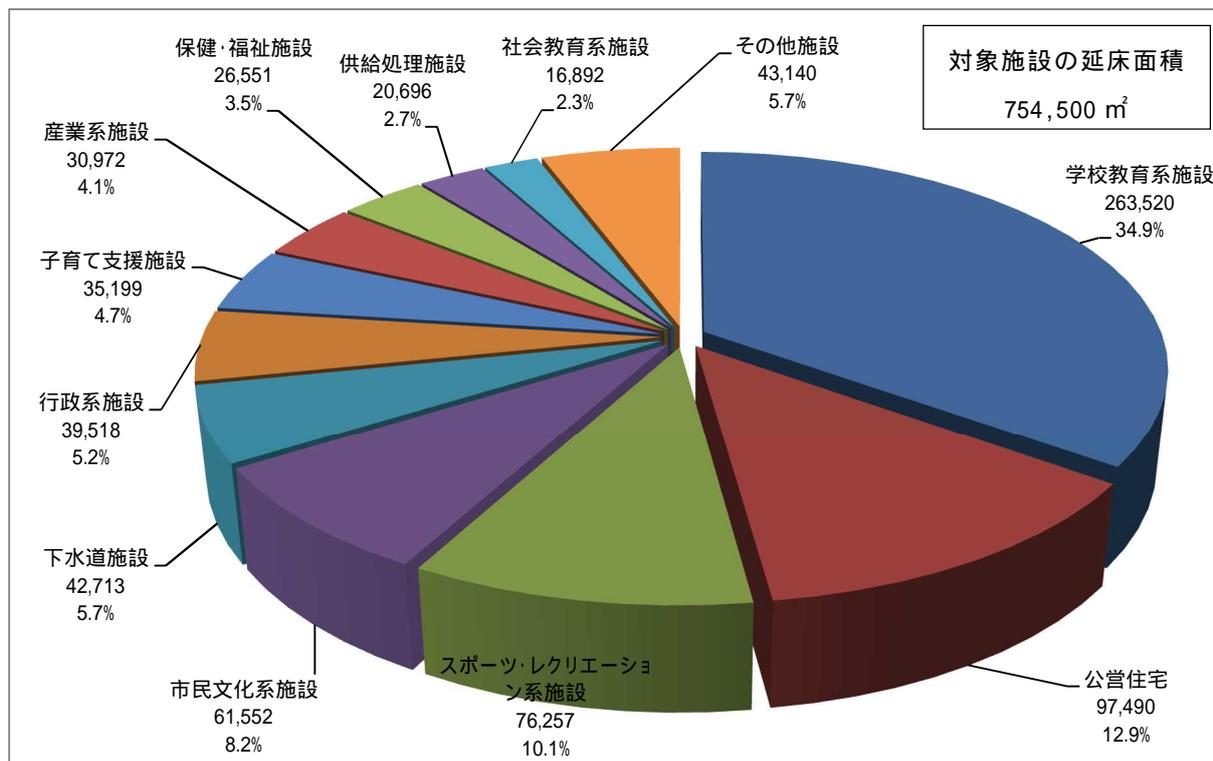
（ 3）市民 1 人当たり算出人口：160,839 人（平成 26 年 4 月 1 日現在）

(2) 施設分類別延床面積

公共施設の利用目的や用途により区分した施設分類別の延床面積を見ると、学校教育系施設が全体の約 35% を占め、次に公営住宅が約 13% を占めており、この 2 用途で 5 割近くを占めています。また、3 位のスポーツ・レクリエーション系施設を合わせると、全体の 6 割近くを占めています。

公共施設のうち、学校施設が最も多くの面積割合を占めているのは、全国の市区町村に共通する傾向です。

施設分類別延床面積



対象施設分類表

大分類	中分類	主な施設	施設数	延床面積 (㎡)	延床面積 構成比 (%)
市民文化系施設	集会施設	公民館(11)、コミュニティセンター、解放会館、同和地区集会所、防災センター	44	30,351	4.0%
	文化施設	交流文化芸術センター、上田文化会館、丸子文化会館、信州国際音楽村、上田創造館	5	31,201	4.1%
社会教育系施設	図書館	上田図書館、情報ライブラリー、丸子図書館、真田図書館	4	5,758	0.8%
	博物館等	市立博物館、信濃国分寺資料館、池波正太郎・真田太平記館、丸子郷土博物館、真田御屋敷歴史館、武石ともしび博物館、市立美術館	10	11,134	1.5%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	菅平高原スポーツランド、上田城跡公園(体育館、第二体育館ほか)、自然運動公園(総合体育館、プール、室内多目的運動場ほか)、市民の森公園体育館、室内プールアクトプラザ上田、社会体育館、丸子総合体育館、依田窪プール、真田体育館、武石体育館ほか	27	49,514	6.6%
	レクリエーション施設・観光施設	観光会館、塩田の館、菅平高原国際リゾートセンター、古城庵、武石栗栗谷緑の広場(観光センター、バンガローほか)、武石番所ヶ原スキー場、市民の森公園(わしば山荘、バンガロー、スケート場、馬術場)、ゆきむら夢工房	8	10,324	1.4%
	保養施設	別所温泉あいそめの湯、室賀温泉ささらの湯、クアハウスかけゆ、鹿教湯温泉文殊の湯、鹿教湯温泉国民宿舎鹿月荘、岳の湯温泉雲深荘、武石温泉うつくしの湯、ふれあいさなだ館	8	16,419	2.2%
産業系施設	産業系施設	農村環境改善センター、マルチメディア情報センター、技術研修センター、産学官連携支援施設、勤労者福祉センター、農産物総合集出荷施設、農業バイオセンター、地産地消振興施設(うえた食彩館)、上田道と川の駅交流センター、丸子農産物直売加工施設(あさつゆ)、真田農林産物展示販売施設	25	30,972	4.1%
学校教育系施設	学校	小学校(25)、中学校(11)	36	257,942	34.2%
	その他教育施設	学校給食センター、教育相談所、ふれあい教室	6	5,578	0.7%
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	保育園(31)、幼稚園(2)	33	26,602	3.5%
	幼児・児童施設	児童館・児童センター、児童クラブ、学童保育所、子育て支援センター	37	8,597	1.1%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	デイサービスセンター、高齢者福祉センター、老人福祉センター	10	10,458	1.4%
	障害福祉施設	つむぎの家、社会就労センター、点字図書館	5	3,254	0.4%
	児童福祉施設	母子寮	1	1,170	0.2%
	保健施設	総合保健センター、丸子保健センター、真田保健センター、武石健康センター	4	5,044	0.7%
医療施設	医療施設	武石診療所	1	484	0.1%
行政系施設	庁舎等	本庁舎、南庁舎、西庁舎、北庁舎、東庁舎、地域自治センター(5)、教育委員会(上田駅前ビルパレオ)	11	31,949	4.2%
	消防施設	消防署(8)	8	7,569	1.0%
公営住宅	公営住宅	市営住宅、特定目的賃貸住宅	39	97,490	12.9%
公園	公園	公園管理事務所	2	798	0.1%
供給処理施設	供給処理施設	不燃物処理資源化施設、清浄園、クリーンセンター(3)	5	20,696	2.7%
上水道施設	上水道施設	浄水場(4)	6	5,043	0.7%
下水道施設	下水道施設	終末処理場、浄化センター、農業集落排水処理施設	27	42,713	5.7%
病院施設	病院施設	産婦人科病院	2	7,031	0.9%
その他	その他	上田駅お城口自動車駐車場、上田駅お城口第二自動車駐車場、教員住宅、斎場(2)	26	29,784	3.9%
合計			396	754,500	100.0%

原則として、公共施設の機能に基づき、次の考え方により分類・整理しています。

公民館機能を備えている地域自治センターなどの複合施設は、施設分類別に複数の箇所で開催(複数の施設として計上)しています。

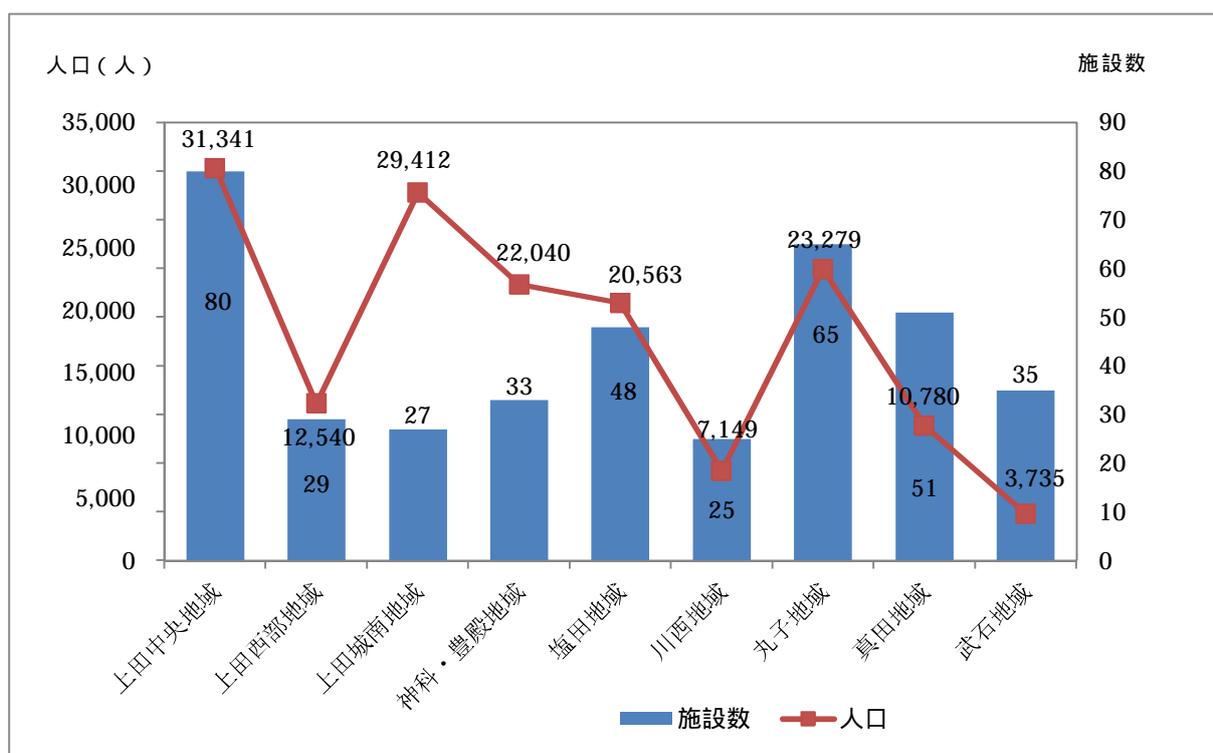
小学校、中学校、市営住宅などの施設は、複数の棟(校舎、体育館など)で構成されていますが、全体として一つの機能を果たすことから、一つの施設として整理しています。

(3) 地域別の配置状況

地域別の配置状況を見ると、上田中央地域、上田西部地域、塩田地域、川西地域、丸子地域については、施設総数とその地域の人口と概ね比例しています。管内人口が最多の上田中央地域には、最多の80施設が配置されています。

平成18年3月に合併した地域のうち、真田地域及び武石地域は、管内人口に対して比較的多くの施設が配置されており、逆に、上田城南地域及び神科・豊殿地域では、施設数に対して管内人口が多い地域となっています。

地域別の人口と公共施設配置状況（施設数）

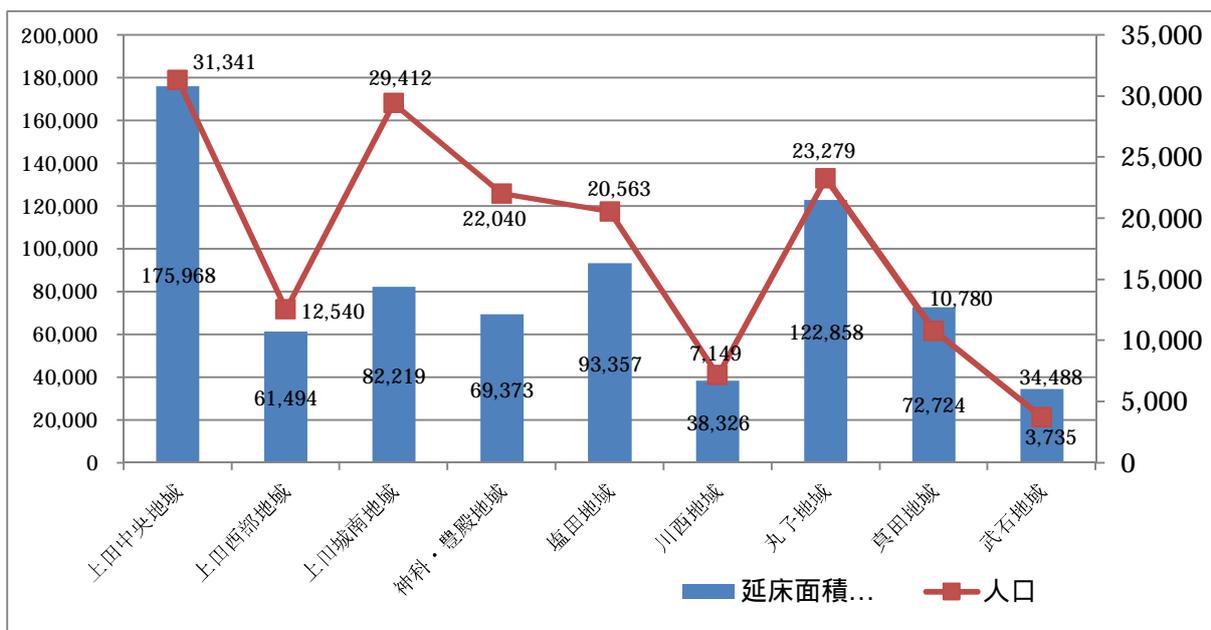


- 1 上田市外に配置されている施設（上田地域広域連合所有施設：3施設）は除く。
- 2 地域別の人口は、平成26年4月1日現在の住民基本台帳人口

延床面積 (㎡)

地域別の公共施設配置状況 (延床面積)

人口 (人)

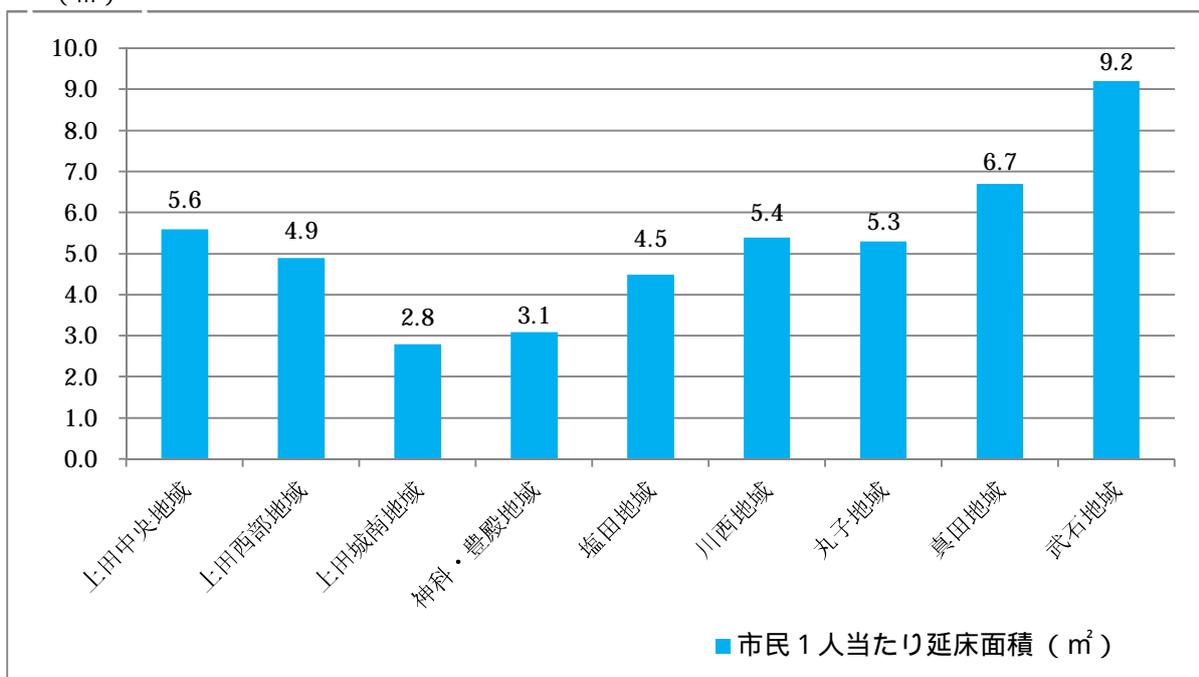


- 1 上田市外に配置されている施設 (上田地域広域連合所有施設 : 3 施設) は除く。
- 2 地域別の人口は、平成 26 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口

地域別施設の延床面積を、その地域の市民 1 人当たりで見ると、武石地域が 9.2 ㎡ / 人と最も多く、次いで真田地域の 6.7 ㎡ / 人となっています。

(㎡)

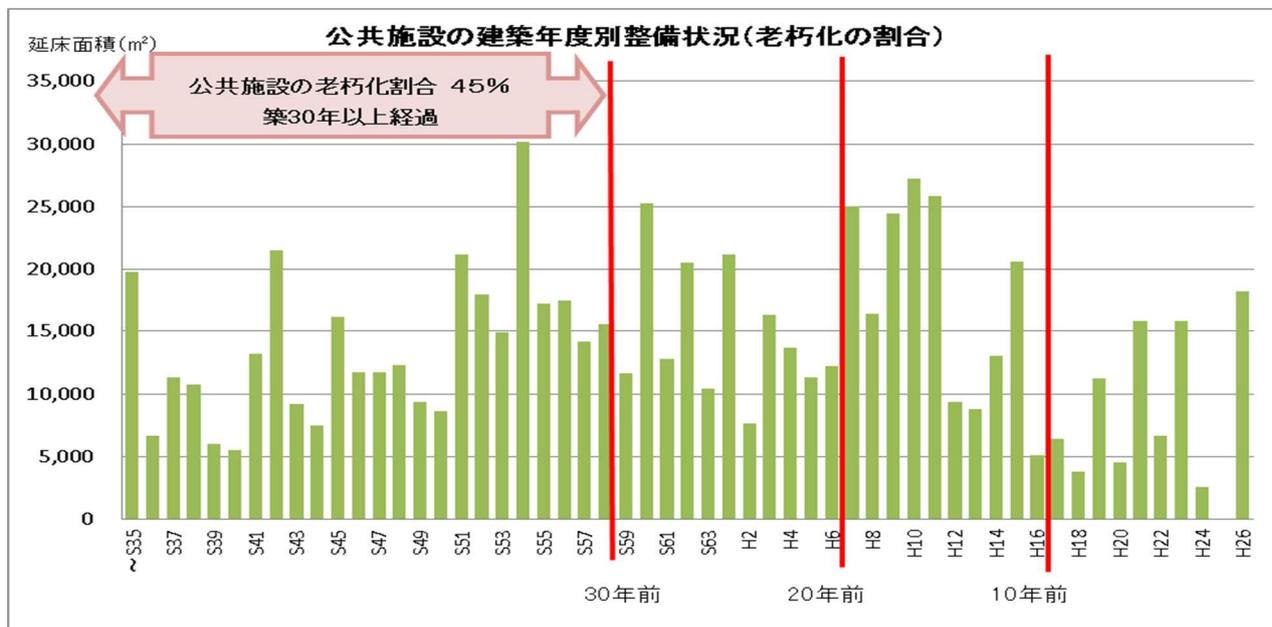
地域別施設の市民 1 人当たり延床面積



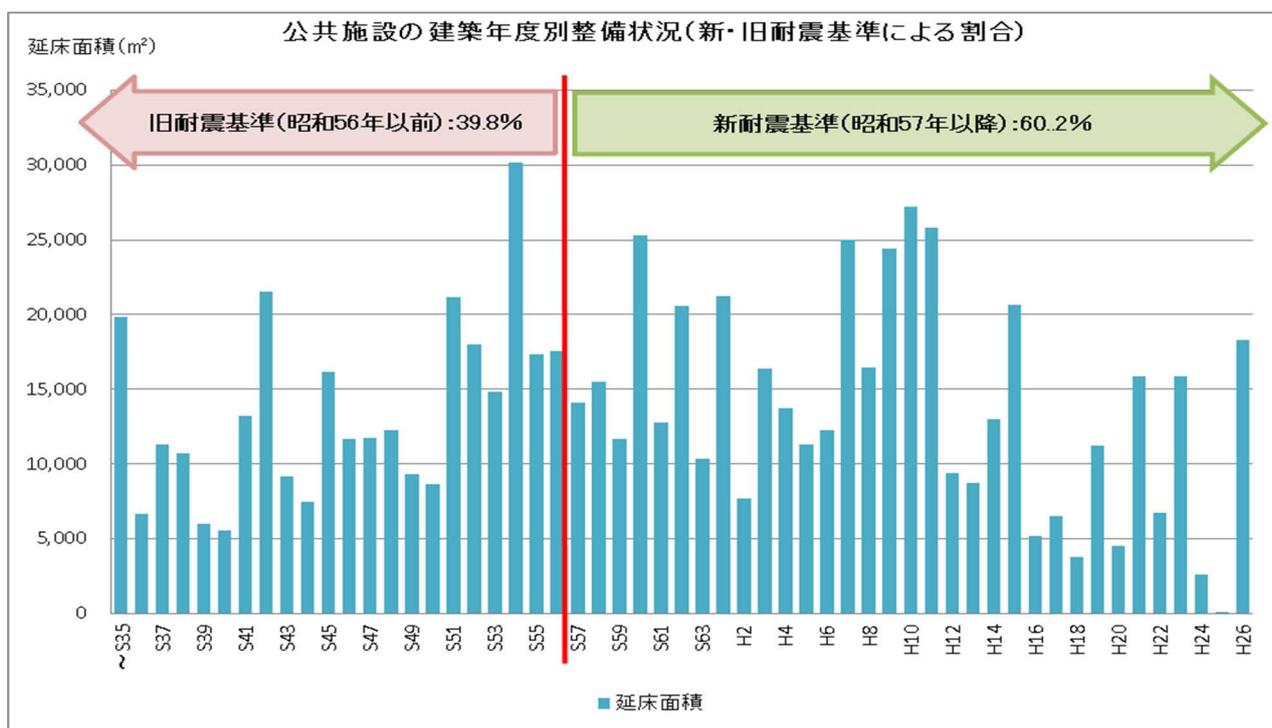
- 1 上田市外に配置されている施設 (上田地域広域連合所有施設 : 3 施設) は除く。
- 2 地域別の人口は、平成 26 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口

(4) 建築年別整備状況

既に建築後 30 年以上が経過し、今後、大規模な改修工事や全面的な改築等が必要とされる老朽化施設の床面積割合は、全体の半分近く（約 45%）に達しています。



本市には、旧耐震基準により建築されている施設が約 30 万 m²あり、全体の約 40%を占めていますが、そのうち、新耐震基準を満たしていないもの及び耐震診断未実施の施設が約 12 万 2 千 m²あり、全体の約 16%がこれにあたります。



第4章 将来の更新・改修に係る費用の推計

1 試算の方法について

推計の対象となる公共施設は、次に記すとおりです。また、対象施設や推計条件は総務省が提示するモデルにより、平成28年～平成67年の40年間の事業費ベースの費用を推計します。

(1) 公共施設の建物

上田市が保有する公共施設の建物（上田地域広域連合が保有するものも含む）

30年で大規模改修、60年で更新（建替え）

- ・試算時点で築31年以上50年以下は10年間で均等に大規模改修
- ・試算時点で耐用年数（60年）経過施設は5年間で均等に更新（建替え）

更新単価は以下のとおり

（単位：万円/㎡）

施設分類	主な施設	大規模改修	更新（建替え）
市民文化系施設	交流文化芸術センター、文化会館、公民館など	25	40
社会教育系施設	図書館、博物館、美術館など	25	40
スポーツ・レクリエーション施設	体育館、温泉施設、キャンプ場など	20	36
産業系施設	農村環境改善センター、勤労者福祉センターなど	25	40
学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センターなど	17	33
子育て支援施設	保育園、児童館、子育て支援センターなど	17	33
保健・福祉施設	保健センター、老人福祉センターなど	20	36
医療施設	武石診療所	25	40
行政系施設	本庁舎、地域自治センターなど	25	40
公営住宅	市営住宅など	17	28
公園	公園管理棟など	17	33
供給処理施設	不燃物処理資源化施設など	20	36
その他	駐車場・駐輪場など	20	36

建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとしています。

(2) 道路・橋りょう等のインフラ施設

【道路】

上田市道（農道、林道、赤道等は含まない）

全整備面積を舗装の耐用年数（15年）で割った面積の舗装を毎年度更新（打替え）

- ・路線ごとの整備年度を把握できないため15年で均等割り

更新単価は以下のとおり

- ・一般道路：4,700円/㎡
- ・自転車歩行者道：2,700円/㎡

【橋りょう】

上田市が管理する道路橋りょう

耐用年数（60年）を経た年度に更新（架け替え）

- ・整備年度が不明なものは60年間に均等割り振り

更新単価は以下のとおり

- ・PC橋：425,000円/㎡
- ・鋼橋：500,000円/㎡

【上水道】

上田市が管理する上水道管、及び上水道施設等

上水道管は耐用年数（40年）を経た年度に更新（敷設替え）

- ・上水道施設等は建築物に準ずる

更新単価は以下のとおり

- ・導水管、送水管（径300mm未満）：100,000円/m
- ・導水管、送水管（径300～500mm）：114,000円/m
- ・配水管（径150mm以下）：97,000円/m
- ・配水管（径200mm以下）：100,000円/m
- ・上水道施設等の単価は建築物に準ずる

【下水道】

上田市が管理する下水道管、及び下水道施設等（農業集落排水を含む）

下水道管は耐用年数（50年）を経た年度に更新（敷設替え）

- ・下水道施設等は建築物に準ずる

更新単価は以下のとおり

- ・管径250mm以下：61,000円/m
- ・管径251～500mm：116,000円/m
- ・管径501～1000mm：295,000円/m
- ・上水道施設等の単価は建築物に準ずる

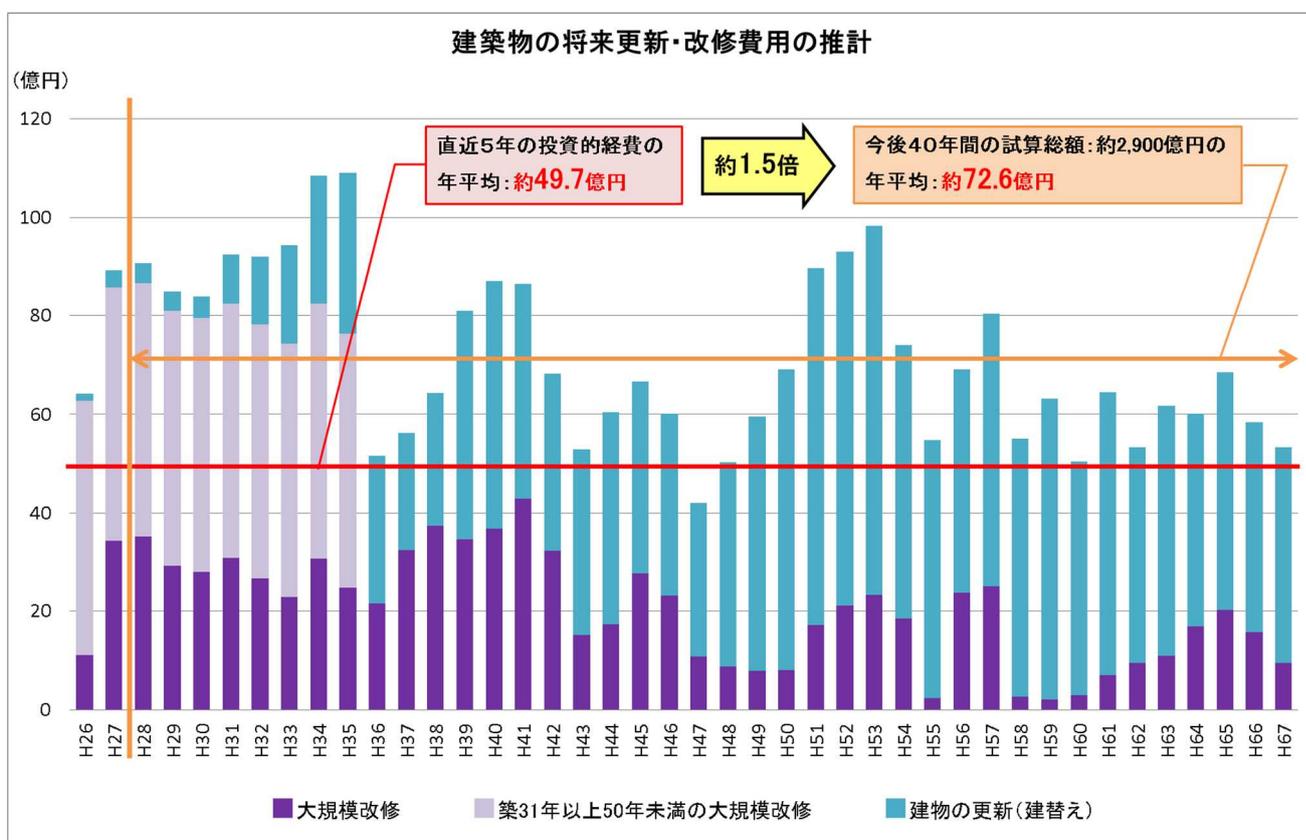
2 更新・改修に係る将来費用の推計

(1) 建築物

将来の更新・改修に係る費用総額

直近の実績事業費と比較する便宜上、本項で推計対象とする施設の延床面積は、別に地方公営企業会計において対応すべき上下水道施設を除く約70万7千㎡(1)です。これらの施設について、今後40年間に必要となる更新・改修費用を試算した結果、その総額は約2,900億円となりました。推計期間当初は、建築時からの経過年数が31年以上50年以下の施設の大規模改修の占める割合が大きくなっていきますが、平成34年以降から更新(建替え)費用が徐々に増加し、平成49年以降は、一挙に更新(建替え)費用が増加することになります。

40年間の年更新費用試算の平均では、1年当たり約72.6億円となり、平成21年度から平成25年度までの5年間の建築物に係る投資的経費(2)の年平均、約49.7億円の、**約1.5倍の予算が必要**となることが分かりました。また、これに軽微な維持補修費等が加わるため、それ以上の費用が見込まれます。



- (1) 上下水道関連の建物は(3)の上下水道管・上下水道施設等で試算しているため、この項の建築物には含まれません。
- (2) 上田地域広域連合分を含みます。

(2)道路・橋りょう

市道の総延長及び総面積

本市は、平成 18 年 3 月の合併により、市域面積 552.00 平方キロメートル（ 1 ）を擁することとなり、その市域を支える市道総延長（平成 25 年 4 月現在）は、185 万 582m（1,850.6 km）あります。

また、市道の総面積は、約 868 万㎡と、東京ドーム（ 2 ）の約 186 個分、サントミュージーゼの敷地面積（ 3 ）では約 191 個分に相当するなど、その面積も広大なものとなっています。

道路（市道）の実延長と道路面積

市道（一般道路）	1 級（幹線）市道	実延長合計	214,704m
		道路面積（道路部）	1,516,107 m ²
	2 級（幹線）市道	実延長合計	195,886m
		道路面積（道路部）	1,062,567 m ²
	その他市道	実延長合計	1,414,099m
		道路面積（道路部）	6,081,322 m ²
市道（自転車歩行者道）	実延長合計	25,893m	
	道路面積（有効幅員）	17,054 m ²	

- (1) 平成 26 年 10 月 1 日時点の国土地理院による「平成 26 年度全国都道府県市区町村別面積調」では上田の市域面積は 552.04 m²ですが、この最新データでは合併前の旧市町村区域ごとの面積が確認できないため、本白書では平成 26 年 3 月に刊行された、平成 24 年版「上田市の統計」の数値である 552.00 km²を用いています。
- (2) 東京ドーム面積：46,755 m²
- (3) サントミュージーゼ（上田市交流文化芸術センター・美術館）の敷地面積：45,469 m²

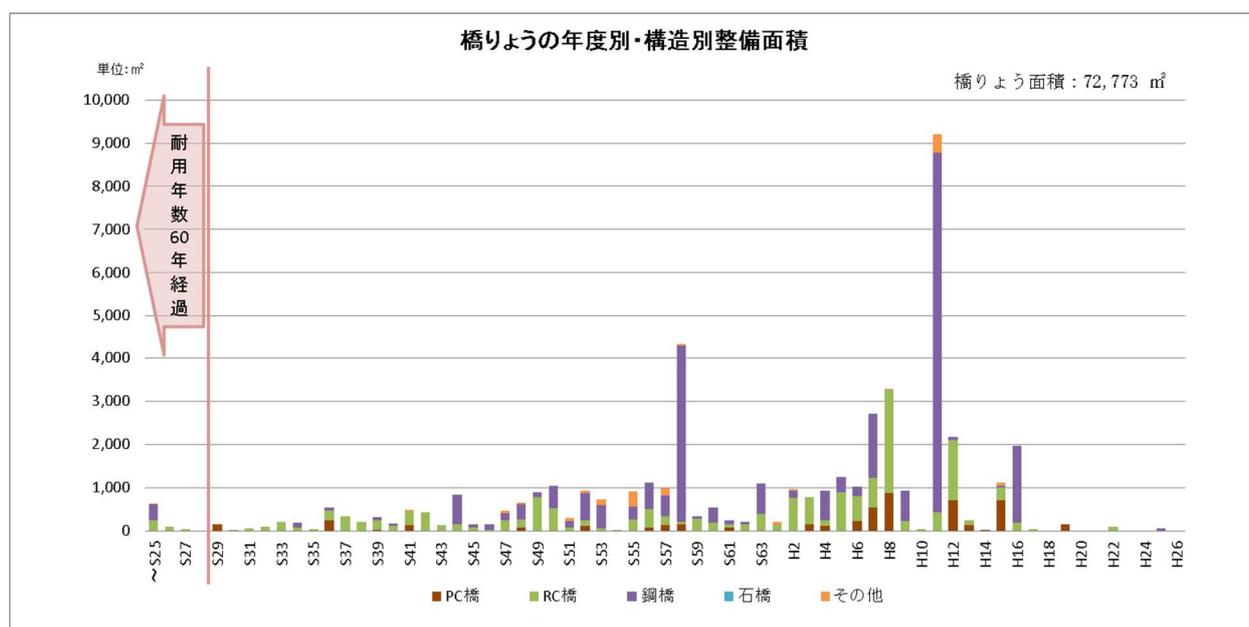
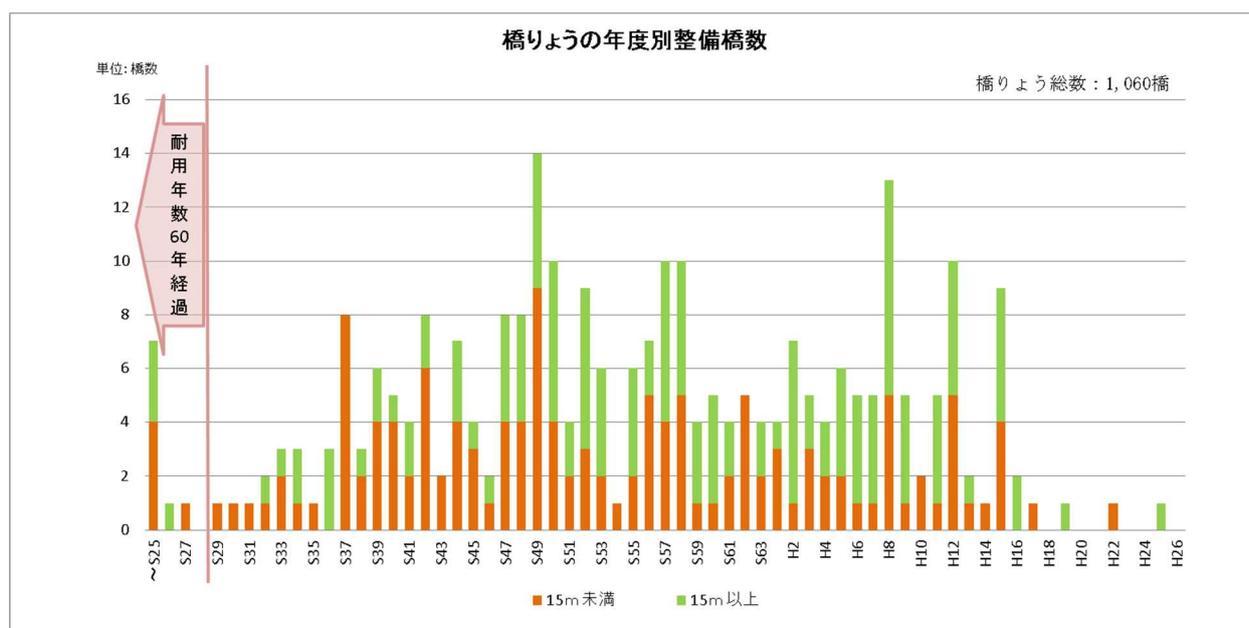
橋りょう数及び橋りょう面積

本市が管理する橋りょう数は、1,060 橋で、そのうち橋長が 15m以上の橋は 185 橋で、全体の約 17%を占めています。

また、橋りょうの総面積は、約 7.3 万㎡となっています。

橋りょうの実延長と総面積

実延長	11,830m
総面積	72,773 m ²



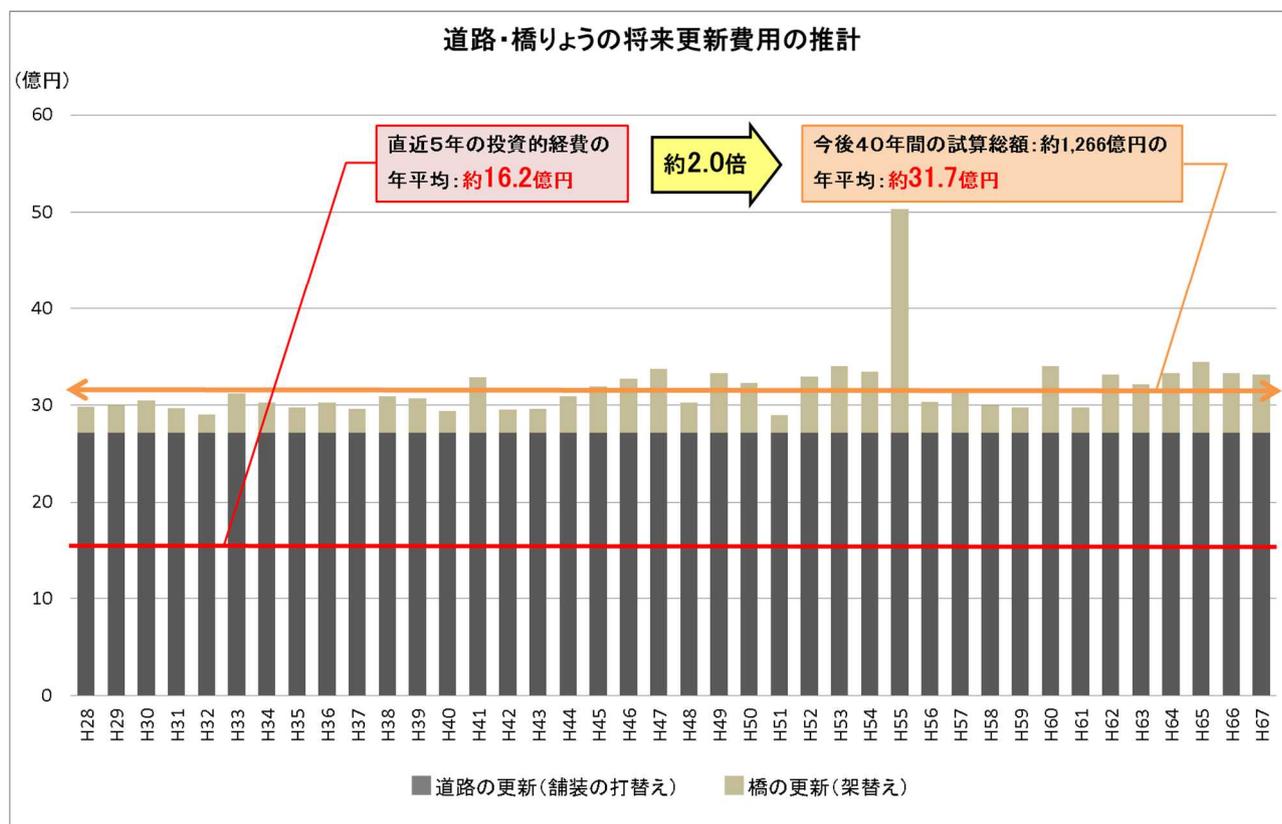
道路・橋りょうの更新費用

市道の全整備面積を15年で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定した面積（㎡）×更新単価（円/㎡）により、1年間の打換え量として試算した結果、今後40年間に必要となる更新費用の総額は、約1,086億円となり、40年間での平均では、1年当たり約27.2億円となります。

橋りょうの耐用年数を60年と仮定して、今後40年間に必要となる更新(架替え)費用を試算した結果、総額は約180億円となり、40年間の平均では、1年当たり約4.5億円となります。

道路と橋りょうを合わせ、今後40年間に必要となる更新(架替え)費用の試算総額は約1,266億円となり、40年間の平均では、年間約31.7億円となります。

これを平成21年度から25年度までの5年間の道路、橋りょうに係る投資的経費実績の年平均約16.2億円と比べると、現状に対して**約2.0倍の予算が必要**となります。



道路、橋りょうについては、国土交通省により道路の予防的保全が推進されており、本市でも、従来から計画的に更新を行っています。また、橋りょうについては、平成24年2月に「上田市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、長寿命化への取組を始めています。

(3)上下水道管・上下水道施設等

上下水道事業は、地方公営企業法に基づき市が経営する企業として運営されています。そのため、一般の予算とは切り離され、事業に必要な経費は経営に伴う収入（料金収入）をもって充てるという独立採算制を原則に経営を行っています。

上下水道施設には、埋設されている水道管や下水道管のほか、浄水場や浄化センターなどの上下水道施設があります。

上水道管の年度別整備状況

本市が管理する上水道管の総延長は、約 1,366 kmとなっています。

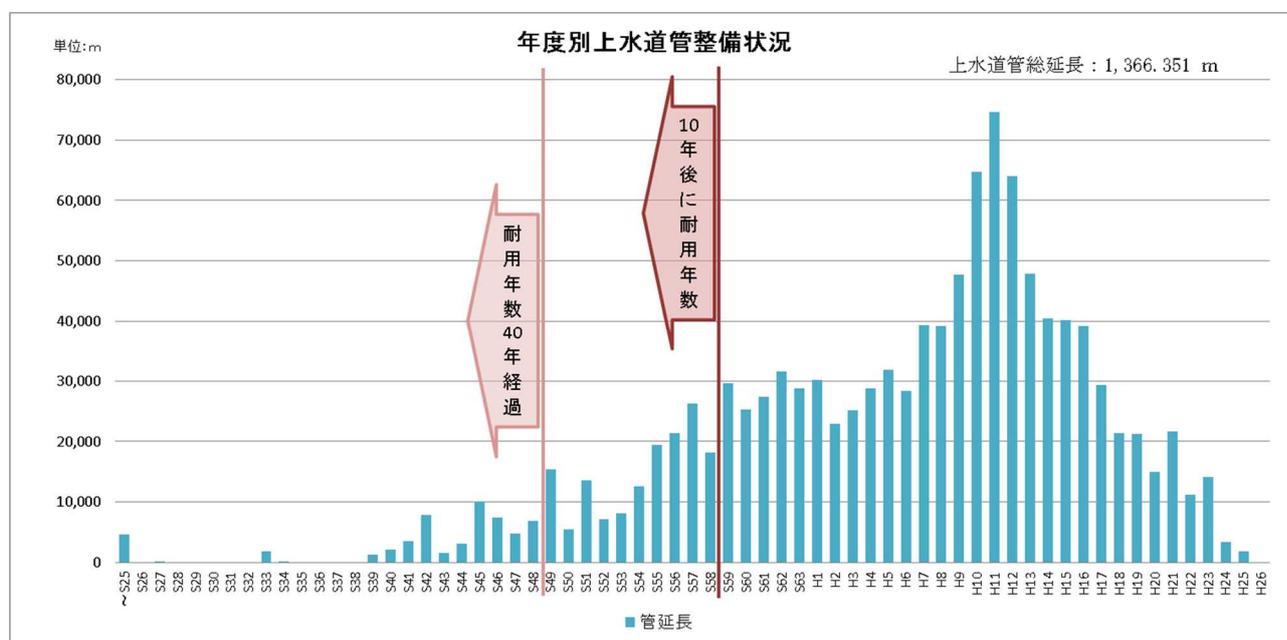
耐用年数（40年）を経過した上水道管の老朽化状況を見ると、現在のところ、整備年度が不明な管を除き、耐用年数の40年を経過しているものは、全体の5%程度ですが、今後の10年間では約17%に達する見込みです。

上水道管の総延長

総延長	1,366,351m
-----	------------

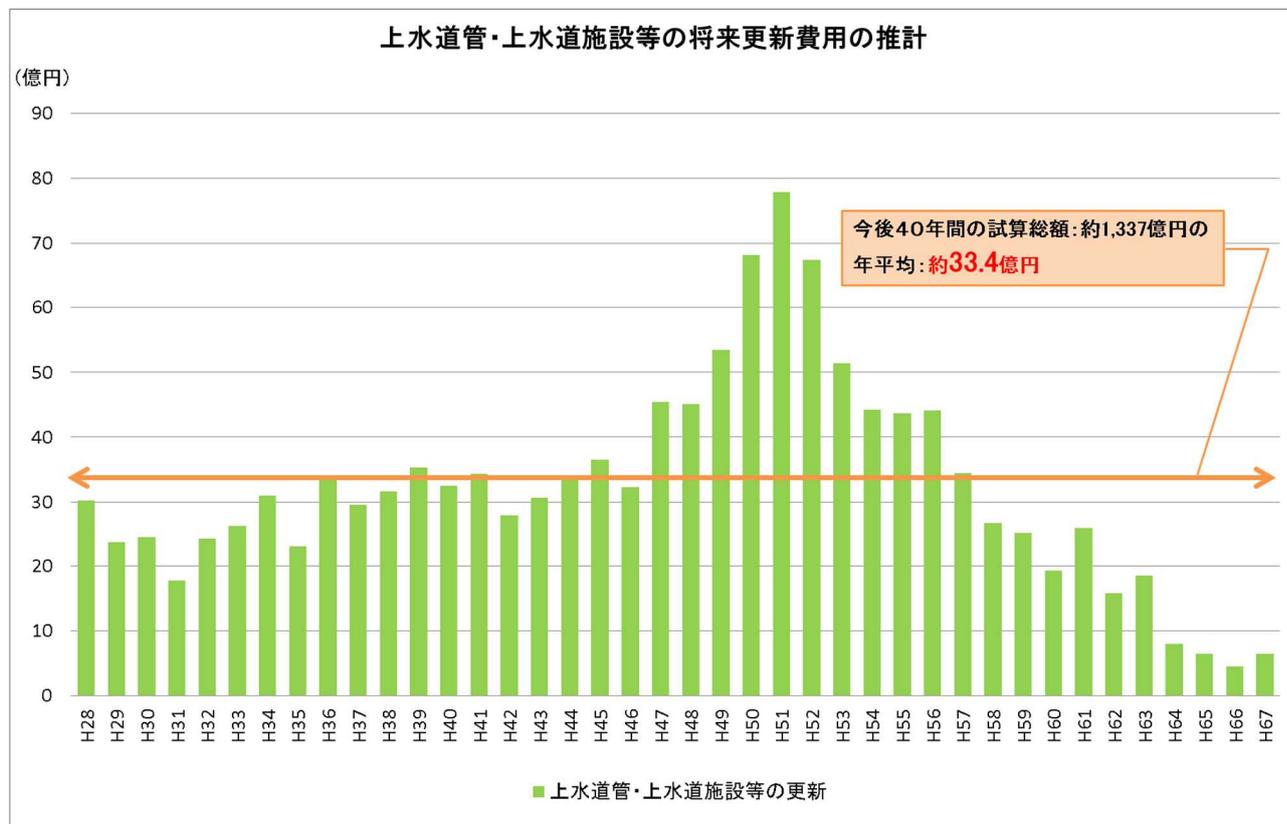
上水道管の管径別延長

管口径	50 mm以下	75 mm以下	100 mm以下	125 mm以下	150 mm以下	200 mm以下
延長	460,045m	157,025m	428,069m	3,495m	171,126m	67,951m
管口径	250 mm以下	300 mm以下	350 mm以下	400 mm以下	450 mm以下	500 mm以下
延長	30,190m	17,435m	14,266m	11,146m	4,891m	712m



上水道管・上水道施設等の更新費用

本市が管理する上水道管の総延長（約 1,366 km）及び上水道施設等について、耐用年数を 40 年と仮定して今後 40 年間の更新（布設替え）費用を試算した結果、総額は約 1,337 億円となり、40 年間の平均では年間約 33.4 億円となります。



上水道については、平成 26 年度に策定した「上田市上水道施設アセットマネジメント」により、水道施設を計画的に更新していくための取組みが始まっています。

下水道管の年度別整備状況

本市が管理する下水道管の総延長は、約 1,191 km となっており、そのうち、塩ビ管（塩化ビニール管）が約 1,069 km で、全体の約 9 割を占めています。

また、管径別では、直径 250 mm（25 cm）以下の下水道管が約 1,101 km で、全体の約 92% を占めています。

本市の下水道管の布設は、1967 年（昭和 42 年）から開始されているため、耐用年数の 50 年を経過している管は、現在のところありませんが、今後 20 年後に約 8%、30 年後には約 27% と、3 分の 1 近くが耐用年数に達する見込みです。

下水道管の総延長

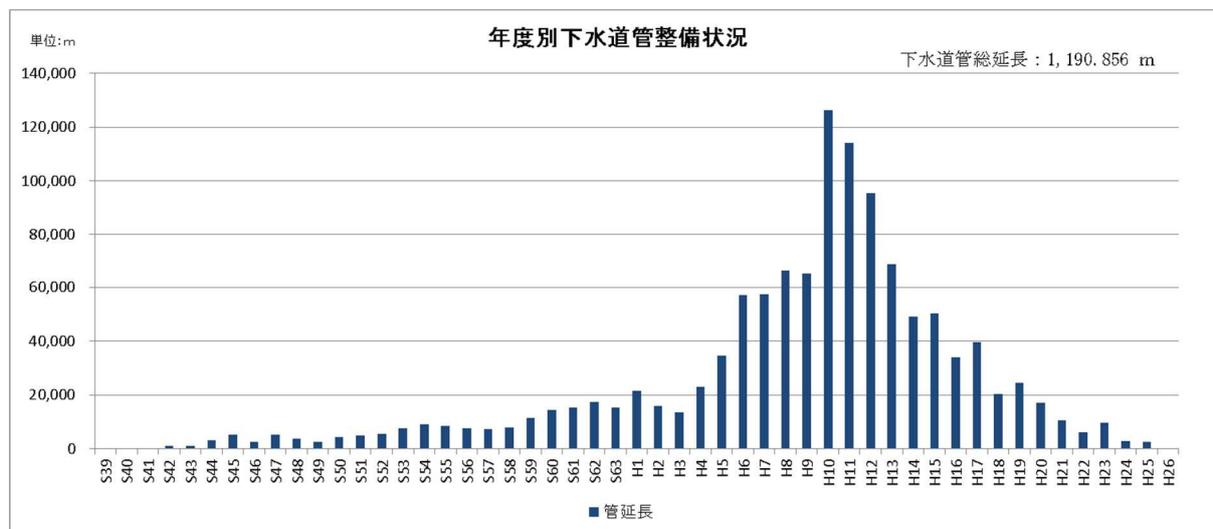
総延長	1,190,856m
-----	------------

下水道管の管種別延長

管種別	コンクリート管	陶管	塩ビ管	更生管	その他
延長	72,374m	20,755m	1,068,843m	4,337m	24,547m

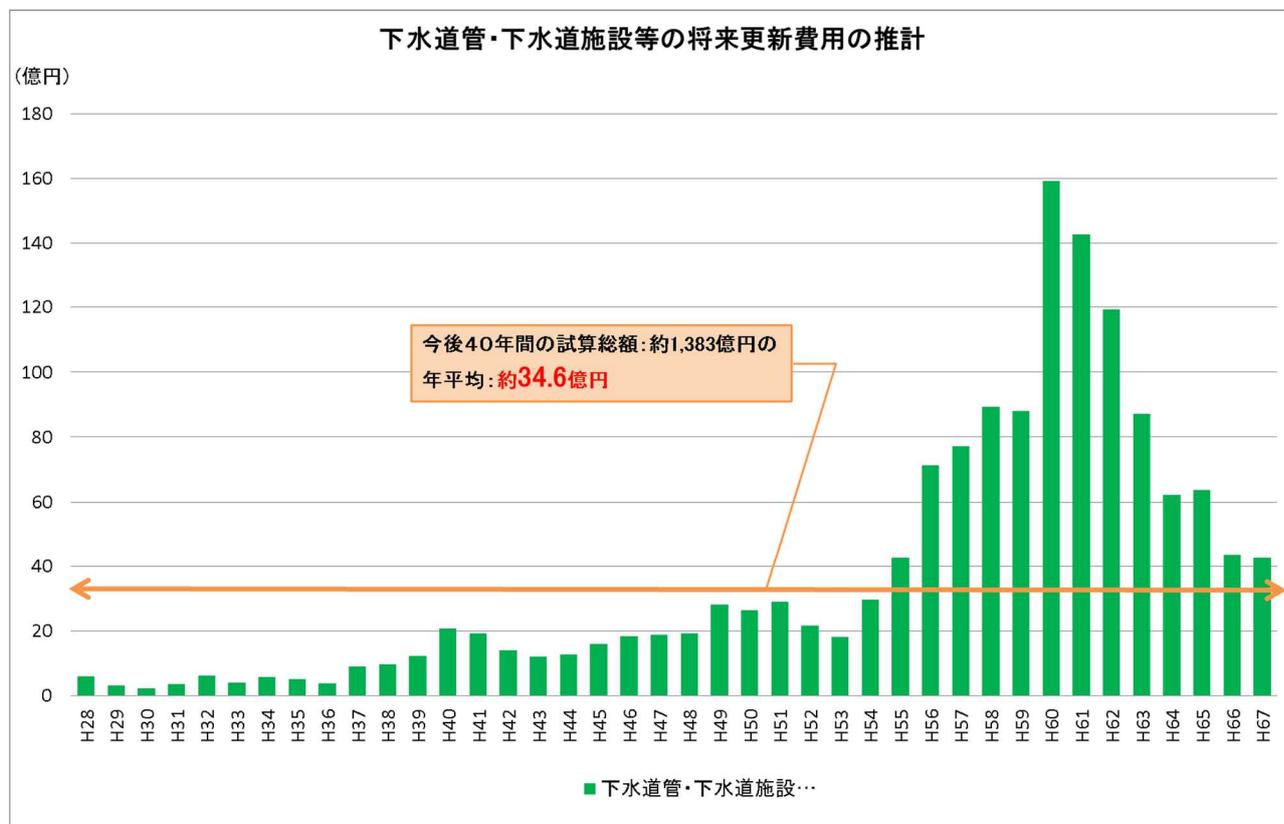
下水道管の管径別延長

管径別	管径 ~ 250 mm	管径 251 mm ~ 500 mm	管径 501 mm ~ 1,000 mm
延長	1,100,970m	23,276m	66,610m



下水道管・下水道施設等の更新費用

本市が管理する下水道管の総延長（約 1,191 km）及び下水道施設等について、耐用年数を 50 年と仮定して今後 40 年間の更新（布設替え）費用を試算した結果、総額は約 1,383 億円となり、40 年間の平均では年間約 34.6 億円となります。



下水道については、平成 26 年度に策定した「上田市下水道長寿命化計画」により、事業費の平準化と計画的な更新、長寿命化等への取組みが始まっています。

なお、総務省が定める一定の基準に基づいているため、「道路・橋りょう」「上水道管・上水道施設等」「下水道管・下水道施設等」に係る推計結果は、上記の各計画で既に公表されている数値や統計資料とは異なる場合があります。

第6章 現状のまとめと今後の取組み

ここでは、前章までに把握した本市の公共施設の現状やこれに伴い見込まれる将来負担等、及び市政経営の枠組に影響が大きい人口、財政動向についての主要点を整理するとともに、公共施設のあり方に対し今後取り組むべき事項を取りまとめ提示します。

1 現状のまとめ

(1) 公共施設の現状等

施設分類別延床面積では、学校教育系施設が最も多く全体の約 35%を占めている。その多くは、今後、児童生徒数の減少が見込まれる学校施設（小中学校）である。

施設分類別延床面積では、学校教育系施設に次いで多いのが公営住宅の約 13%、スポーツ・レクリエーション施設が約 10%と続いており、これらの上位3分類が全体の6割近くを占めている。

類似都市との施設保有数の比較においては、他市に比べて公民館が少なく、保育所、児童館、集会施設を多く保有している。

地域別の配置状況を見ると、真田地域及び武石地域は、管内人口に対して比較的多くの施設が配置されており、上田城南地域及び神科・豊殿地域では、施設数に対して管内人口が多い地域となっている。

既存の公共施設の多くが築30年以上を経過し、今後、大規模改修工事や全面的な改築が必要となる老朽化施設の割合は、全体の半分近く（約45%）に達する。築30年以上経過している施設は、分類別の延床面積割合でスポーツ施設の約66%、市営住宅の約61%、小中学校の約53%となっており、これらの施設では特に建物の老朽化が進行している状況である。

旧耐震基準により建築された施設は全体の約40%を占めている。また、耐震性が確保されていない又は確認されていない施設は全体の約16%である。

建築物について、現状の施設規模・施設内容を維持することを前提に、今後40年間の更新・改修費用を一定の条件のもとに試算した結果、総額約2,900億円、40年間の平均では年間約72.6億円となり、過去5年間の公共施設に係る投資的経費の年平均約49.7億円の、**約1.5倍の予算が必要**との試算結果となった。

道路・橋りょうの40年間の更新費用を試算した結果、総額約1,266億円、40年間の平均では年間約31.7億円となり、過去5年間の道路・橋りょうに係る投資的経費の年平均約16.2億円の、**約2.0倍の予算が必要**との試算結果となった。

住民アンケート調査の結果

- ・ 市内公共施設の利用頻度を施設別にみると、「定期的に利用」「たまに利用」を

合わせた回答は「各地域の公民館」が40.3%で最も多く、次いで、「地域自治センター」(29.8%)、「市役所」(27.8%)となっている。

- ・ 一方、「健康プラザ」(10.0%)、「市民会館」(10.0%)等のほか、「プール」(9.7%)や「体育館」(10.7%)等、スポーツ施設の利用割合が低くなっている。また、利用しない理由をみると、「利用の必要がない」が非常に多く、いずれの施設でも2/3以上を占めている。
- ・ 公共施設のあり方を見直し、再編・再配置、長寿命化を図る方向については、9割を超える市民が概ね賛成している。
- ・ 優先的に維持すべきと考える施設としては、地域自治センター、公民館、老人福祉センターの順となっている。
- ・ 削減しても良いと考える施設として、「あまり利用されていない施設」を挙げる市民の割合が多く、次いで、「特定の個人・団体にしか利用がされない施設」、「建物・設備の老朽化が著しい施設」、「人口構成の変化などにより、市民ニーズに合わなくなった施設」と続いている。
- ・ 今後の公共施設のあり方に関して、「現在ある施設の統廃合や施設機能の集約化・複合化を行い、施設数を適正な規模に縮小する」を1番目に重要と考える市民が最も多く、次いで「現在ある施設の維持管理を優先し、出来る限り長期間使用する」、「防災拠点としての機能を高める」の順となっている。

(2) 市政を取り巻く動向

人口動態

国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計人口によると、上田市の人口は、2000年（平成12年）をピークに減少に転じており、2040年（平成52年）には120,927人になると推計される。

年少人口は、1980年（昭和55年）をピークに減少に転じており、2040年（平成52年）には全体の約1割（10.2%）にまで減少すると推計される。

生産年齢人口は、1995年（平成7年）をピークに減少に転じており、2040年（平成52年）には全体の約半分（50.3%）にまで減少すると推計される。

老年人口は、2000年（平成12年）に全体の20%を超え、2040年（平成52年）には全体の約4割（39.5%）に達すると推計される。

日本創生会議が試算した上田市の20歳から39歳女性人口は、2010年（平成22年）の17,200人から、2040年（平成52年）には46.1%減の9,264人に減少すると推計される。

財政状況

少子高齢化による人口減少社会を迎える中、生産年齢人口の減少に伴い市税等収入が減少する一方、高齢化の急速な進展や少子化対策施策の実施に伴い、医療・介護・子育てなど社会保障関連経費等の財政負担が確実に増加すると見込まれる。

市政の重要な事業を着実に推進する一方で、市債残高や将来の公債費負担に影響を及ぼす歳出を精査し、実質公債費比率、将来負担比率等の「財政健全化指標」に留意した財政運営が求められる。

平成28年度以降、合併算定替による普通交付税の優遇措置は段階的に減額され、平成33年度以降は優遇措置がなくなり一本算定となることから、事務事業の選択と集中や基金の活用等を図る等、持続可能な財政運営が求められる。

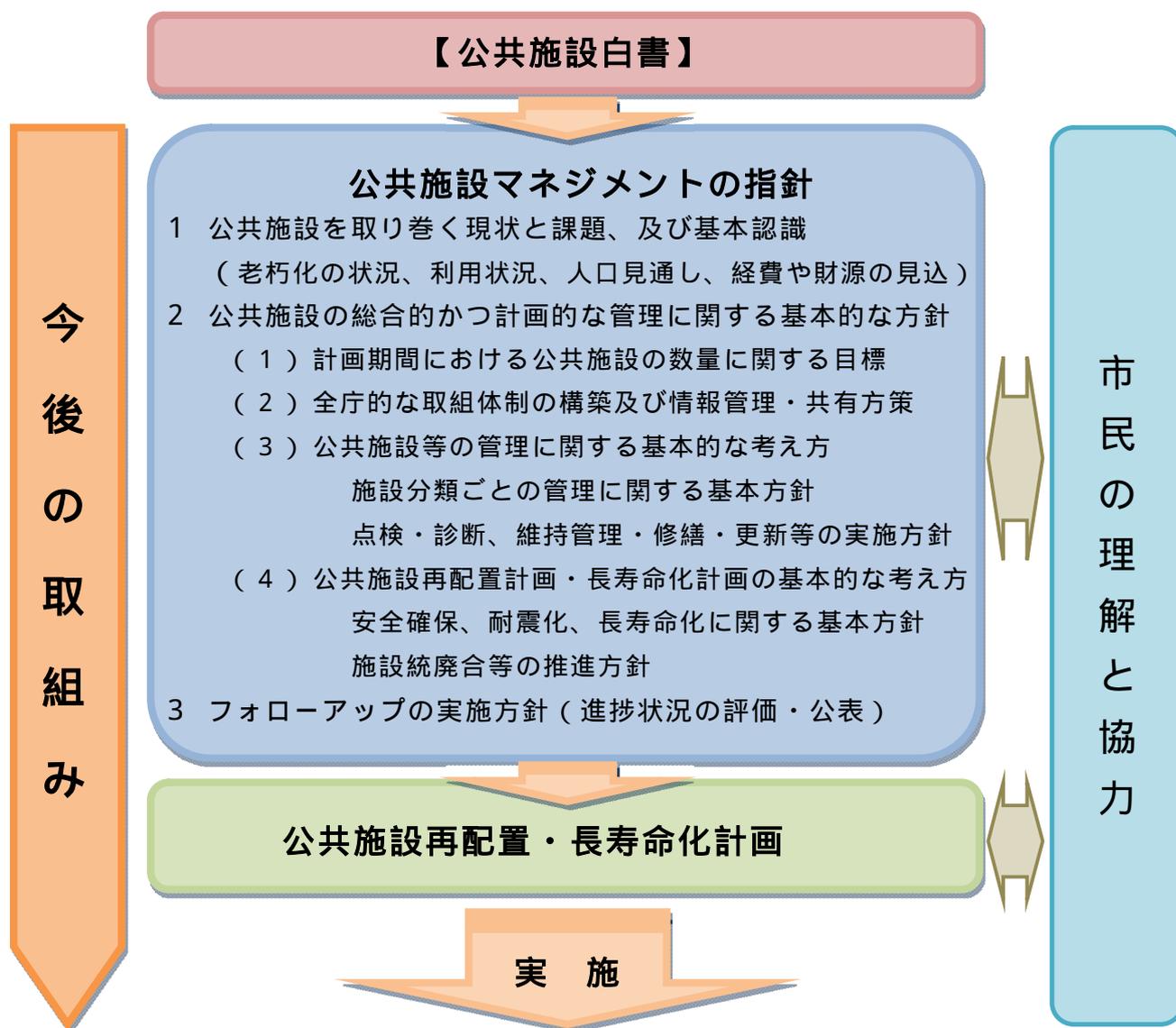
国では、国と地方を合わせたプライマリーバランスの将来目標値を掲げ財政の健全化に取り組んでいることから、これらの地方財政への影響を的確に捉えるとともに、中長期的な財政推計に基づく安定的な財政基盤を構築する必要がある。

2 今後の取組み

(1) 取組みの方向性

本格的な人口減少社会が到来し、生産年齢人口の減少等に伴う税収減、少子高齢化の進展に伴う社会保障関連経費等の増大が見込まれる中、公共施設の更新・改修等に充当する財源の確保は一層厳しさを増すことが予想され、上田市が所有する全ての公共施設を将来にわたり現状の規模で維持していくことは、極めて困難であると考えられます。

こうした状況を踏まえ、将来にわたって持続可能な行財政運営を図るためには、従来から進めてきた個別分野ごとの整備計画とともに、公共施設全体の長期的視点に立ったマネジメントの基本方針と、これを具体化する施設再配置・長寿命化計画を策定し、市民の理解と協力のもと計画的に実現を図っていく必要があります。



(2) 取組みの視点

今後の取組みに際しては、次に掲げる各視点を踏まえながら進める必要があります。

量の見直し

施設における公共サービスの適正化

- ・ 全ての公共施設を現状の規模で更新・維持することは大変難しい状況を踏まえると、公共施設の総量（延床面積）について、将来的に縮小も視野に入れた検討も必要と考えられます。そのためには、各施設において提供されるサービスとその拠点となる建物の関係をあらためて検証する必要があります。

公共施設の複合化、多機能化

- ・ これまで公共施設の多くは、一つの施設に一つの機能を持たせ、目的ごとの単独施設として整備してきましたが、公共施設の更新にあたっては、縦割りの考え方を排除し、既存施設の用途変更を含めた有効利用や相互利用等も勘案し、他用途への転換、複合化、同種機能の統合化等も視野に入れ検討していく必要があります。

適正な利用者エリアの設定による公共施設の再配置

- ・ 公共施設の配置形態は、利用者エリア（利用圏域）が市内全域や市外など広域にわたる宿泊施設、交流・文化施設、総合運動場等の「広域型施設」と、利用者のエリアがある程度限定される公民館、保育園、小中学校等の「地域型施設」とに大別されますが、将来の人口分布・年齢構成、行政サービス需要、市域全体のバランス等を総合的に勘案して利用者エリアを設定し、既存の各種計画を勘案しながらも、その重なりが最小となる最適配置の検討も必要です。

質の見直し

公共施設の長寿命化と計画的な維持・保全

- ・ 今後も継続して保有する公共施設の安全性を確保しながら、できるだけ長く使い続けていくためには、施設の劣化度などの現地調査を行い、予防的な保全や財政負担の平準化の観点から、改修の緊急度や優先順位に基づく耐震化、長寿命化に向けた計画を確立し着実な実行体制を検討する必要があります。

民間活力の導入

- ・ 「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、指定管理者制度の導入など既存の事務事業についての民間参入や市民協働に向けた取組みが進められていますが、今後においては、公共施設の更新、改修等の資産形成面でも、PFI（ ）に代表される民間の資金、技術、ノウハウ等について検証し、導入に向けた検討を行う必要があります。

PFI（Private Finance Initiative）...一般的に、公共施設等の建設から管理運営まで

を一括して、市側がこれに求めるサービスの水準等「性能」を規定し発注する方式により、仕様の詳細については発注者側の規定に制約されない民間のノウハウを活かした創意工夫が発揮し易く、建設費等の資金調達も受注者（民間）が行い、これを市が長期の割賦で支弁する方式のため、イニシャルコストも含めた全体経費の長期平準化が図られるメリットがある。

公共施設の維持管理の効率化

- ・ 公共施設に係る光熱水費や清掃、警備等の維持管理経費については、同じ類型に属する施設間の比較等によりあらためてその水準の検証を行い、必要に応じ経費の縮減を行っている施設の事例を参考にするなど、公共施設全体の維持管理業務の効率化に向けた取組みが必要です。特に大規模施設など維持管理経費が多額になっている施設については、効率性の高い環境性能に優れた設備を導入するなど、省エネルギー化に向けた改修について検討する必要があります。

利用者負担の適正化

- ・ 公共施設サービスの提供に要する経費は、主に施設利用者と市が負担していますが、各公共施設におけるこれら経費負担の実態を明らかにするとともに、受益者負担原則の視点から、利用の実態等に照らして利用者負担のあり方についても検証し、必要に応じて見直しの検討が必要です。

公共施設の統括的マネジメント

施設情報の一元管理

- ・ 公共施設全体の最適化を図ってゆくためには、公共施設の状況、維持管理費、利用状況等の基本的な情報をいつでも把握できるようにする必要があります。地方公会計の整備促進に向け取り組みが進められる固定資産台帳整備に併せ、現在各所管課所で個別に管理されている施設情報を一元管理する仕組みの構築が不可欠であると考えます。

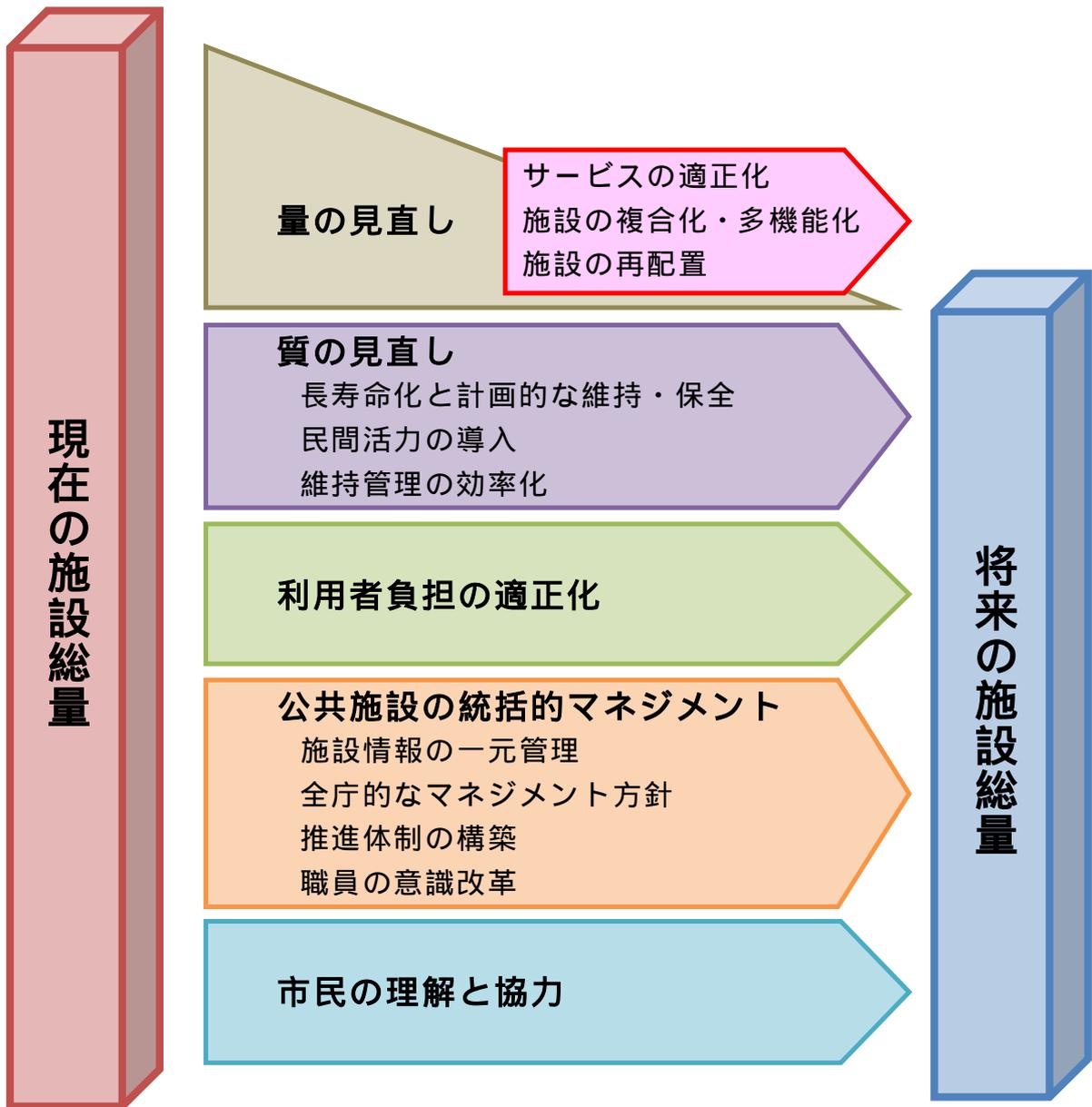
全庁的な公共施設マネジメント方針

- ・ 市が保有する公共施設は原則として各施設所管課が管理していますが、統一的な管理運営方法や基準がなく、維持管理業務の効率化や計画的な保全の標準化など、総合的な視点に立った公共施設マネジメントの実施が求められます。そこで、公共施設の総量の適正化や効率的な利用、建物の長寿命化などにより、市有資産の有効な利活用や普通財産の売却などの促進を図るため、全庁的な公共施設のマネジメントの方針を明確にすることが必要です。

公共施設マネジメント推進体制の構築

- ・ 基本方針に基づき公共施設の有効活用、効率的な維持などの取組みを促進するためには、全庁的なマネジメント視点から意思決定を行う機能が必要であり、これを担保する組織体制を検討する必要があります。

<p>職員の意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の全体最適化に向けた取り組みを促進するためには、今後見込まれる社会経済情勢を踏まえ、保有する公共施設の現在規模と将来の市政全般に及ぼす影響等の認識を職員間で共有するとともに、公共施設のあり方に関して「造ることから使うことへ」「運営することから経営することへ」、職員一人ひとりの意識転換を図る必要もあります。
<p>市民の理解と協力</p>
<ul style="list-style-type: none"> 上田市の置かれた状況を市民の皆様にご理解いただくとともに、丁寧な説明と情報公開を行い、市民の理解と協力のもとに進めていく必要があります。



上田市公共施設白書【概要版】

平成27年6月 上田市行政改革推進室

〒386-8601 長野県上田市大手 1-11-16

電話：0268-23-5163 Fax：0268-25-4100

E-mail：gyokaku@city.ueda.nagano.jp